

保護者殿

中城村立中城小学校
校長 新垣 剛志
(公印省略)

インフルエンザによる出席停止後の登校について

インフルエンザが発症した場合、学校保健安全法により出席停止となることが定められています。出席停止期間についても同様に定められており、出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱（平熱に戻って）後2日（48時間）を経過するまで」となっています。

医師からインフルエンザと診断された場合、下記証明を学校に提出して下さい。出席停止となり、その期間中は欠席扱いにはなりません。必ず医師の指示を受けて下さい。

本人の療養と感染拡大を防ぐため、保護者様のご理解ご協力のほど、よろしく申し上げます。

<保護者記入>

学校長あて

年 組 児童名

下記のとおり、発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過して体調が回復しましたので、登校させます。

1. 発症した日 令和 年 月 日 ()

2. 受診について

(1) 受診した日 令和 年 月 日 ()

診断名：インフルエンザ 型

(2) 医療機関名 ()

3. 解熱した日 令和 年 月 日 ()

*体温測定結果…発症した日から体温を測定し、記入して下さい。

必ず休まないといけない期間です

月/日		発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
午前	(時) 体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
午後	(時) 体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

令和 年 月 日 保護者名 印

インフルエンザの出席停止期間・提出物等について

1. インフルエンザの出席停止期間

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまでが出席停止期間です。

(学校保健安全法第19条2項)

インフルエンザと診断されたら、早めに学校へ連絡お願い致します。

登校可能日は、下記の表を参考にしてください。

インフルエンザにかかった場合、発熱日を発症0日目とします。

- 最短でも発症日を含めて6日間は自宅療養です。
- 発症日から4日目以降に解熱した場合、出席停止期間は順次延びていきます。
- 「解熱した後2日」とは、解熱した日を解熱0日目とし、その翌日を解熱1日目、その次の日を解熱2日目とし、日数が経過しているかを確認します。

経過	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
発症後 1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			登校 可能		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
発症後 2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		登校 可能		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
発症後 3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
発症後 4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
発症後 5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

一般的に、インフルエンザ検査は熱が出てから12~24時間経過しないと正確な診断ができないと言われています。ただし、本人がきつい状態であれば、早めの受診をおすすめします。